

新たな地域医療構想——各医療機関に「医療機関機能」の報告を求める

厚生労働省は10月17日、新たな地域医療構想等に関する検討会で、地域ごとに求められる「医療機関機能」を提案し、各医療機関が該当するものを選択して報告することを求めました。

具体的には、「地域ごとに求められる医療提供機能」として、以下の4つの案を示しました。

2040年に求められる医療機関機能（イメージ）



第一は、「高齢者救急の受け皿となり、地域への復帰を目指す機能」です。現在の地域包括医療病棟が該当すると思われます。

具体的な内容については、▽「救急搬送を受けるだけでなく、入院早期からのリハビリ等の離床のための介入を行う」、▽「必要に応じて専門病院等と協力・連携するとともに、高齢者が抱える背景事情も踏まえて退院調整を行うなどにより早期退院につなげ、他施設とも連携しながら通所や訪問でのリハビリを継続できる」とされています。

第二は、「在宅医療を提供し、地域の生活を支える機能」です。現在の地域包括ケア病棟が該当すると思われます。

具体的な内容については、「地域で在宅医療を実施し、他の医療機関、訪問看護ステーション、歯科医療機関、薬局、介護施設等と連携して、24時間対応や在宅患者の入院対応ができる」とされています。

第三は、「救急医療等の急性期の医療を広く提供する機能（必要に応じて圏域を拡大して対応）」です。地域の基幹病院や3次救急対応の病院が該当すると思われます。

具体的な内容については、「持続可能な医療従事者の働き方や医療の質も確保するため、搬送体制の強化等に取り組みつつ、一定の症例数を集約して対応する地域の拠点として対応できる」とされています。

第四は、回復期リハビリテーションや一部の診療科に特化した「地域を支える機能」です。

また、イメージ図の下段に示された医療機能については、大学病院本院が担う「医育及び広域診療機能」として位置づける方向です。

2023年度病床機能報告に基づく全国の病床数では、高度急性期・急性期の病床は合わせて68.5万床（うち公立・公的病院が41.7万床、61%を占める）で、2025年の必要病床数の計53.1万床と大きく乖離しており、あと15.4万床、約22%の削減が目標とされています。新たな地域医療構想においても、引き続き、急性期医療を提供する機能・急性期病院について、集約化・重点化を進めていく方向です。

厚労省が示したスケジュールでは、本検討会が2024年内に最終とりまとめを行い、2025年以降、具体的な基準や要件を定めた「ガイドライン」を策定します。各都道府県は「ガイドライン」に基づいて、2026年度に地域医療構想を検討・策定し、2027年度から新たな地域医療構想の取組を開始する計画です。

医療法改定——オンライン診療の総体的な規定の創設

オンライン診療については、厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づいて提供されることとされていますが、その法的な位置づけが不明瞭であることもあり、必ずしも遵守されていません。

厚労省は10月30日、社会保障審議会医療部会に、現行制度の運用を活かす形で、「医療法にオンライン診療の総体的な規定を設ける」ことを提案しました。

具体的な内容の第一は、「オンライン診療を行う医療機関」を医療法で明確化することです。

厚労省は、オンライン診療の定義について、「情報通信機器を活用して、医師・歯科医師が、遠隔の地にある患者の状態を視覚・聴覚により即時に認識した上で、当該患者に対し行う診断・診療」としています。

また、オンライン診療を行う医療機関の義務等として、以下の3点を示しました。

- ①医療機関に都道府県への届け出を義務付けます。
- ②医療機関の管理者は、「厚労大臣が定める基準（オンライン診療基準）を遵守」することが求められます。
- ③医療機関の管理者は、「患者の容態急変に備え、患者の所在地近隣の医療機関と受け入れの合意等を取得し、その過程で、地域医療に与える影響やその可能性について、地域の関係者と連携して把握すること」とされました。

具体的な内容の第二は、「特定オンライン診療受診施設」を医療法で明確化することです。

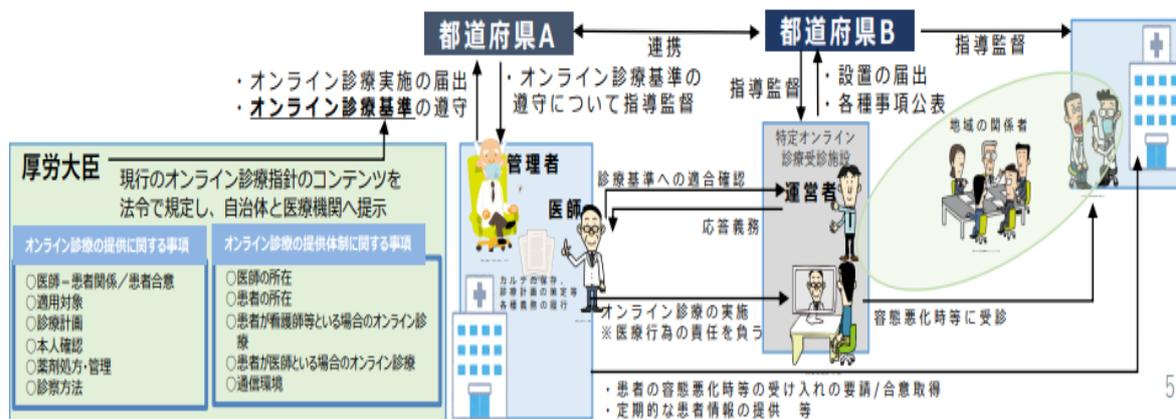
厚労省は、特定オンライン診療受診施設の定義について、「施設にいる患者に対して」オンライン診療が行われ、「当該施設の設置者が、医師又は歯科医師に対し、業として、オンライン診療を行う場として提供している」としています。

例えば、デイサービスセンターが診療所の開設をすることなく、「特定オンライン診療受診施設」の届け出を行うことで、特定多数の利用者にオンライン診療受診の機会を提供することが可能となります。

また、特定オンライン診療受診施設の義務について、以下の5点を示しました。

- ①都道府県知事に対し、特定オンライン診療受診施設の設置を届け出ることを義務付けます。
- ②特定オンライン診療受診施設の設置者は、「運営者」を置かなければなりません。
- ③特定オンライン診療受診施設でのオンライン診療の実施の責任は、オンライン診療を行う医療機関の医師が負い、「オンライン診療基準を満たす」ことが義務化されます。
- ④オンライン診療を行う医療機関の管理者は、特定オンライン診療受診施設の運営者に対し、「オンライン診療基準への適合性の確認」を行います。運営者には「応答義務」が課されます。

オンライン診療を行う医療機関が、特定オンライン診療受診施設に対して、患者のプライバシー確保など適切にオンライン診療を行える環境となっているかを監督・確認した上で、オンライン診療を行うという方向性が示されました。



オンライン診療では、問診とモニター越しの映像と音声のみで患者の状態を診断するため、触診や視診もできず、各種検査も行えないため、対面診療と比べて、患者さんの状態を正確に把握することが難しく、薬の効果や副作用を確認することも難しいという課題があります。日本医学会連合は「オンライン診療の初診に関する提言」を公表し、「問診と画面越しの動画のみで診断を確定することができる疾患はほとんどない」と指摘しています。

オンライン診療は医療機関へのアクセス方法が変わるというだけではなく、診療技術が対面診療とは異なります。あくまで対面診療が主体であり、オンライン診療はその代替ではなく、補完するものです。エビデンスを積み上げていき、安全性と信頼性をベースにすることが求められます。

(文責:医療動向モニタリング小委員会委員 寺尾正之)